

**令和5年度 宇都宮市入学一時金貸付者募集要項  
(令和6年4月入学者対象)**

入学一時金とは…入学時に一時的に必要な資金に充てるための保護者に対する貸付金です。

**1 対 象** 令和6年4月に下記の学校に入学予定の方の保護者

学校教育法の規定に基づく、

① 高等学校，高等専門学校，専修学校（修業年限が2年以上の高等課程），中等教育学校（後期課程） ※ 国立，公立は除く。

② 大学，大学院，短期大学，専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）

※ 合格前（受験前）に申請可能です。

**2 申請資格** 次の①～④全てを満たすことが必要です。

① 申請者（保護者）が本市市民であり，市税（市民税，固定資産税，都市計画税，国民健康保険税，軽自動車税等）の滞納がないこと

② 成年で独立の生計を営み，確実な保証能力があり，市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること

※ もう一方の保護者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

③ 他の入学一時金（日本学生支援機構，栃木県育英会，他の地方公共団体等）の貸付を同時に受けていないこと。

④ 令和4年中の認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

※ 算出方法等は4ページをご参照ください。

※ 認定所得金額とは，世帯全員の所得金額（就学者及び申請時に死亡又は失業している者の所得金額は含まない。）を合算した金額から別表第2の特別控除額を差し引いた金額をいいます。

※ 給与所得者の所得金額は，別表第3により計算します。

※ 給与所得者以外の所得金額は，収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

**3 募集期間** 令和5年9月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで  
（なお，郵送による申請の場合は3月15日（金）必着）

**4 募集人数** 30名程度

**5 貸付額**

高等学校，高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	私立 20万円以内で希望する額 ※国立・公立は貸付を行っておりません
大学，大学院，短期大学 専修学校（専門課程）	国立・公立 20万円以内で希望する額 私立 50万円以内で希望する額

※貸付額は  
1万円単位で  
選択できます。

**6 返 還** 令和6年4月から各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に月賦，半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。（例 4年制大学に入学する場合：6年間）

**7 利 子** 無利子

**8 提出書類**

- ① 入学一時金貸付申請書（様式第1号）
- ② 入学予定の方の在学学校長又は出身学校長の推薦調書（様式第2号）  
（在学学生は在学学校長，卒業生は出身学校長の推薦調書が必要です。）
- ③ 同一世帯のうち令和5年1月1日時点で宇都宮市外に住民登録があった場合は，その方の令和4年中の収入の分かる書類（例：源泉徴収票の写し，所得証明書等）

※ ①②各様式は市ホームページからダウンロードできます。

宇都宮市入学一時金

検索



**9 申 込 先** 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028（632）2705

※ 郵送による申請も可能です。

※ 地区市民センター，出張所では受付を行っておりませんのでご注意ください。

**10 選考方法** 所得状況，推薦調書の内容を審査し決定します。

**11 選考結果** 申請の翌月下旬に文書により通知します。  
採用になった場合，入学一時金借用証書兼誓約書（400円分の収入印紙を貼付），入学予定校の合格通知書の写し，連帯保証人の印鑑登録証明書及び完納証明書（3か月以内に発行されたもの）等の書類を提出していただきます。

※ その他 市ホームページ「よくある質問（入学一時金・奨学金・返還免除型育英修学資金）」もご参照ください。

（参考）宇都宮市教育委員会で扱うその他の貸付制度

	令和6年度 宇都宮市奨学金	令和6年度 宇都宮市返還免除型育英修学資金
対象	令和6年4月に高等学校，高等専門学校，大学，大学院，短期大学，中等教育学校（後期課程），専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学を予定する者又は在学する者	令和6年4月に大学，大学院，短期大学，専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）に入学を希望する者
募集期間（予定）	令和6年2月 1日（木）から 令和7年1月31日（金）まで	令和6年1月4日（木）から 令和6年2月29日（木）まで
貸付額（月額）	高校等 自宅通学 17,000円 自宅外通学 18,000円 大学等 自宅通学 35,000円 自宅外通学 45,000円	（一律）20,000円

※本市の入学一時金と上記奨学金，返還免除型育英修学資金を併用することが可能です。

※詳細は，各制度の募集期間の初日から配布を予定している募集要項をご覧ください。



別表第1 所得基準額

世帯人数 (本人を含む)	高等学校, 高等専門学校, 専修学校 (高等課程), 中等教育学校 (後期課程)	大学, 短期大学, 大学院, 専修学校 (専門課程)
1人	129万円	160万円
2人	206万円	254万円
3人	238万円	295万円
4人	257万円	320万円
5人	276万円	344万円
6人	293万円	362万円
7人	307万円	380万円
8人以上	1人増すごとに14万円を 世帯人数7人の基準額に加算	1人増すごとに18万円を 世帯人数7人の基準額に加算

別表第2 特別控除額

母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		9万円		
	中 学 校		17万円		
	高等学校	国・公立	31万円	53万円	
		私立	45万円	66万円	
	高等 専門学校	国・公立	40万円	62万円	
		私立	66万円	88万円	
	大 学 大 学 院 短期大学	国・公立	67万円	116万円	
		私立	111万円	159万円	
	専 修 学 校	高等 課程	国・公立	19万円	30万円
			私立	41万円	51万円
専門 課程		国・公立	25万円	71万円	
		私立	79万円	123万円	
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のための経常的な支出の年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額。ただし、71万円を上限とする。				
入学金	入学金の額				

別表第3 給与所得者の所得金額の計算式

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得金額 (万円未満切捨て)
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8-263万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7-223万円
879万円以上	年間収入金額-486万円

※参照※

1 ページの「2 申請資格」－「④ 認定所得金額が別表第1の所得基準額以下であること」としてありますが、算出方法等は下記のとおりですのでご確認ください。

(例) A家 家族構成及び収入等

父 (会社員：年間給与収入900万円)  
母 (パート：年間給与収入350万円)  
兄 (大学生：国立・自宅外通学，バイト年間給与収入60万円)  
本人 (4月から高校生：私立・自宅通学，年間給与収入0円)  
弟 (小学生)

① 別表第3より給与所得者の所得金額を算出する。

父： 414万円 (900万円－486万円)  
母： 17万円 (350万円×0.8－263万円)  
兄： 就学者の所得は算入しない  
**合計 431万円**

②別表第2より特別控除額を確認する。

<就学者のいる世帯>  
兄： 116万円 (大学生：国立・自宅外通学)  
本人： 45万円 (高校生：私立・自宅通学)  
弟： 9万円  
<入学金>  
本人： 30万円 (高校生：私立)  
**合計 200万円**

③ 上記①と②より認定所得金額を算出する。(①所得金額－②特別控除額)

**231万円** (①431万円－②200万円)

④ 別表第1より所得基準額を確認する。

A家の場合、世帯人数：5人(本人を含む)、本人の進学先：高等学校であるため、別表第1の表に照らし合わせると、所得基準額は**276万円**である。

⑤ 上記③認定所得金額(231万円)が上記④所得基準額(276万円)以下であるため、申請資格を満たしていることから、申請可能である。